

「コムスの処分」についての雑感

070607

日本人は正義が好きだ。正義の印籠を蠅螂や石に変えて、離れたところから正義の礮や鉄槌を下す。そこで、今回の「コムス処分」って何という視点から感じたままを書き連ねた。

6月6日厚労省は、居宅介護業界最大手のコムスに対して「介護事業所の指定を不正に取得した」として「今後四年半すべての事業所の新規指定や更新をしないよう」を都道府県に通知した。

職員配置について、指定基準を満たしているかのように虚偽申請を重ね、監査等が入るとすかさず「指定取り消し」となる前に、廃業届を出して「取消」となることを免れ、新規出店を重ねていたというものである。なお、廃業届を出したのは、18年度からの指定基準の変更により、指定取り消しを受けると新規出店ができなくなるため、その回避策として廃業届を次々と出してきたらしい。廃業届のは印刷されていていつでも出せる状態として準備していたとの噂もある。

廃業届を用意し、監査が入れば廃業し、次の店舗を開店して「利益の追求」を図るというシステムができあがっていたとすれば、これは「コムスの介護事業ビジネスモデル」として社内的には確立されていたのか、興味がある。

さらに6日午後9時グッドウィルの子会社の「日本シルバーサービス」にコムスの全事業を譲渡して、「利用者及び従業員の利益は守る」との意思表示を行った。先の虚偽申請 廃業届がコムスビジネスモデルであるとすれば、譲渡という緊急避難措置もリスク管理の一貫としてもビルトインされていたと考えることもできる。

厚労省は怒り心頭かのように処分を発表した。しかし、そもそも考えてみると何点かの問題もある。

一般に、このような大きな問題のプレスは、そのタイミングを図るものである。

なぜ、今なのか。厚労省内部の問題もあった。この発表により「国営振り込み詐欺」とも揶揄された「不明年金5000万件」に加えて、新たに発見されて「不明年金1430万件」事件が、多少とも後回し報道（あるいは報道のボリュームが減少したこと）となった。これがなければ、行方不明の年金についてのさらに詳細報道がなされ、参議員選挙の争点として、より詳細な追求が行われただろう。コムスにより問題は拡散した。とすれば、コムス様々ではなかったのか、仮に意図はなかったとしてもである。

この問題はコムス固有の問題なのか。介護事業一般の問題なのか、についても考える必要がある。発生要因の分析である。

コムスと厚労省の攻防は、ゲームのような印象すら受ける。この後何が飛び出すのか、本丸攻略もありかと思う。

今、福祉現場は人手不足が顕在化している。人が集まらない、理由は給与が安いからである。介護報酬が上がらず、3K職場の仲間入りをして、人材確保が困難ななか、介護大手の「コムスの犯罪」が暴かれたわけだが、その内容は、サービスの質ではない。コムスが利用者を虐待したとかではなく、指定基準に違反したことが問題で、それを組織的に行ったことが問題となった。

訪問介護事業所の開設には、常勤職の管理者を含め、常勤換算で2.5人以上の介護員の配置が必要である。しかし、コムスは組織的にそれを行ってこなかった。介護が必要な高齢者を騙したのではなく、お上（厚労省や都道府県）を騙して、営業していたことになる。

さて訪問介護の現場はどうなっているのだろうか。厚労省の「介護サービス施設・事業所調査」から見てみよう。介護収入と給与費と損益の状況に簡略化してみる。

経営主体別では表1のとおりである。

表1 訪問介護・経営主体別収支 単位 = 千円 (%)

	地方公共団体	社会福祉協議会	社会福祉法人	営利法人
給与費が介護保険収入を上回っている事業者は当然赤字であるが、人件費比率が90%台では赤字となっている。				
介護報酬	1,590 千円	2,865	2,028	4,188
給与費	1,833(115.3)	2,851(99.5)	1,848(91.1)	3,084(73.8)
利益	-303	-344	-38	360
実利用者数	38.8 人	78.2 人	59.1 人	83.3 人
1人あたり	40 千円	36.6	34.3	50.3

理由は、やはり「西川克己「福祉事業経営特論」自由国民社」を一部改定人件費費用の問題と、単価差である。

利用人員別

下表のように、傾向として30人以上の利用者がいないと経営的には赤字となっている。利用実人員としては、30人以上が一つの目安となる。1人あたり単価は、経営主体別ほど差はなく、比較的まとまっている。このことから一定の規模を確保して、人件費を抑制すれば、多少の利益は生じるといえる。また、表3にあるように、家事援助の比率を最大でも30%以下にするよう心がける。

表2 実利用者別収支

	20人以下	20~30以下	30~40以下	40~60以下	60~80以下
介護報酬	616 千円	1,093	1,627	2,365	3,313
給与費	784(127.1%)	1,080(98.9)	1,423(87.6)	1,937(82.0)	2,572(77.7)
利益	-318	-213	-107	76	60
実利用者数	13.9 人	25	35.5	49.9	71.0
1人あたり	44.3 千円	43.7	45.8	47.4	46.7

「西川克己「福祉事業経営特論」自由国民社」を一部改訂

家事援助サービスの割合別

(家事援助単価 = 2080、身体介護単価 = 4050・各60分未満)

表3 提供サービスに占める家事援助の割合

	10%以下	10~20以下	20~30以下	30~40以下	40~50以下
介護報酬	2,638 千円	3,919	3,261	3,158	3,023
給与費	2,077(78.8)	2,904(74.3)	2,480(76.2)	2,850(90.4)	2,773(91.8)
利益	72	374	291	-241	-149
実利用者数	44.1	68.4	89.4	65.9	67.9
1人あたり	59.8	57.3	36.5	47.9	44.5

「西川克己「福祉事業経営特論」自由国民社」を一部改訂

30 ~ 60 分未満では、家事援助は身体介護の約半額である。事業所のサービス全体に占める家事援助の割合が高くなると、事業所経営は赤字傾向になる。そり分岐点として概ね 30 人の実利用人員を境に、収支が変化している。

以上の経営実態調査の結果からは、経営主体、規模、家事援助の比率等一定の基礎数値を超えている事業者は、事業の黒字化を図ることが可能となる。

そして、介護事業の正否を決めるのは、給与水準の抑制である。訪問介護の場合の事業に占める人件費の割合が、経営を左右する極めて重要な項目といえる。つまり、赤字も黒字も人件費次第ということになる。

では、人件費はどうなっているか

右表のとおり、常勤職員の給与としては、極めて良くない。年収 300 万円に届かない。給与改定は、介護報酬に左右されるため、介護報酬の引き下げが行われており、給与引き上げの環境にはない。

介護サービスの従事者の給与水準が低く、3 K 職場となっている。求職希望が減少し、福祉系への進学希望が減少している実情にある。

介護保険が開始された 2000 年は、長引く経済停滞、リストラ、倒産等が続く中で、不景気ゆえに廉価な労働力の確保ができたが、経済環境の変化は、底辺職場を直撃する。

一般労働者の賃金水準と比較すると、6 割程度の調査結果もある。

高いか安いかの目安として、自分の子どもに勧めたい仕事の給与かと言うとわかりやすい。

表 4 月額給与等

訪問介護	月額
常勤職員 1 人当り	
看護師	233 千円
准看護師	230
介護福祉士	230
その他	200
非常勤	
介護士	81
その他	65
非常勤給与 (常勤換算)	
介護士	171
その他	177

このような状況下で「ビジネスモデル」の構築がなされた。低賃金労働力の活用を強いられた職場環境下で、サービス改善、研修等が金銭抜きのサービスの質の向上の「かけ声」が強調されているのが現在の福祉サービス現場の現状である。

指定基準を満たさず事業を行った、それは悪いことである。しかし、利用者に迷惑をかけていないとすれば、公的管理下に厳格に統制された「今の介護保険事業市場」では理解できるという声あるのではないだろうか。

コムスンを弁護するのではないが、厚労省が追い込み、犯罪を作り出したと感じる人もいるのではないだろうか。

厳格に、サービスの質や責任を言う厚労省が、5000 万件行方不明年金に、さらに後からばれた 1430 万件の年金の行方に、なぜこうも鈍感でいられるのだろうか。コムスンの犯罪と比較にならないほど罪が重いと思う人も多いだろう。年金制度への不信感醸成のための、効果的・効率的な広報活動をしたわけだから。同じ「福祉の舞台」で起きた官民そり踏み踏みの新種の「振り込め詐欺」的、「廃業届による隙間犯罪」的とも呼べるような事態である。